

上富良野町合併処理浄化槽設置整備事業

上富良野町では、公共下水道などの生活排水処理施設が整備されない地域を対象に、合併浄化槽を設置する補助をおこなっています。

<補助対象>

下水道整備計画区域外にお住まいの方。

居住を目的とした住宅、店舗併用住宅は居住部分のみ。

(補助対象外となるもの)

- ・ 過去、合併浄化槽を設置した方（親族の場合は別途相談）。
- ・ 事業目的（建売住宅、宿泊施設、シェアハウス等）
- ・ 年度内に補助申請並びに事業が完成しないもの。

(※10月31日までに工事を完成すること)

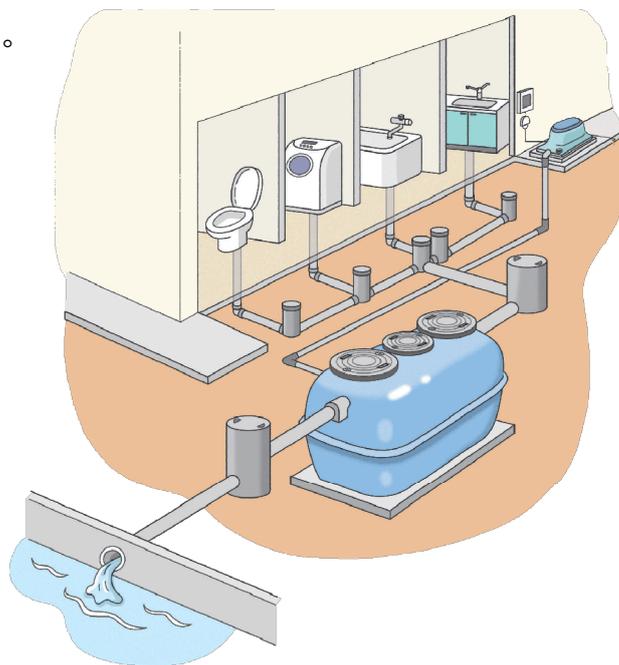
<補助内容>

◎合併処理浄化槽設置整備事業補助

浄化槽本体の設置についての補助となります。

人槽	補助基準額	率	補助限度額
5	100万円	90	90万円
7	120万円	%	108万円
10	140万円	以内	126万円

※10人槽は2世帯住宅のみ。



◎合併処理浄化槽設置整備事業促進補助

単独処理浄化槽の設置替え、汲取り式便所からの水洗化、それらにともなった既存の排水管を浄化槽につなげるための工事などに対する補助となります。※改築のみ該当。

工事内容		補助限度額	備考
水洗化工事	トイレ1基	60,000円	大便器1個と小便器1個または大小兼用便器1個
	トイレ2基	90,000円	
排水設備工事		10,000円	1戸につき1件。台所やトイレなどから浄化槽本体までの配管工事、改造工事。
単独浄化槽廃止		90,000円	1戸につき1件。排水設備工事費も含む。
単独浄化槽廃止にともなう 宅内配管工事		300,000円	1戸につき1件。 <u>住宅リフォーム、建替えにともなう単独浄化槽廃止は対象外。</u>

★新築の方は<設置補助>のみ。

★改築の方は<設置補助>と<促進補助>が合わせて適用されます。

浄化槽には、検査・点検・清掃が義務付けられています。

一般のご家庭で使用する程度の大きさの場合、法律により次のような検査等を、決められた回数以上受けなければなりません。

法定検査	年 1 回
保守点検	年 3 回以上
清掃・汚泥引抜	年 1 回以上

※保守点検及び清掃の回数は、規模や使用状況によって異なります。

※初めてご使用される場合に限り、上記のほか設置直後の点検検査が必要



これらの検査等を行うことは、補助を受けるための条件となっています。

浄化槽法定検査は必ず受けましょう。

「法定検査」は、保守点検や清掃が適正に行われているかも含めて、浄化槽が正常に働いているかどうかを、第三者機関である指定検査機関が公正中立に行う検査です。

(人間に置き換えると「健康診断」)

法定検査を受けない設置者には、罰則も規定されており、

補助金の返還措置を取ることもあります。



*申込・問合せ

町民生活課 生活環境班 TEL 45-6985